

船舶事故等調査報告書

平成25年1月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012函第42号
事故等種類	運航不能（機関損傷）
発生日時	平成24年8月19日（日） 17時00分ごろ
発生場所	北海道石狩湾港北防波堤南西端付近 北海道石狩市所在の石狩湾港北防波堤北灯台から真方位214° 2.3海里付近 （概位 北緯43°11.8′ 東経141°15.6′）
事故等調査の経過	平成24年8月20日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（函館事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ <sup>あさしお</sup> 朝潮、5トン未満（長さ3.32m）
船舶番号、船舶所有者等	200-34316北海道、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	エンジン始動用電気系統の損傷
事故等の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者3人を後部座席に乗せ、小樽市新川河口付近の浜辺から出発して浜辺沿いに石狩湾港方向へジグザグに遊走し、石狩湾港北防波堤南西端付近において、同乗者2人が、本船を降りて遊泳したのち、本船に戻ることであり、本船が二人へ近づくためにアイドリング状態で航走中、平成24年8月19日17時00分ごろ機関が停止した。</p> <p>本船は、船長が機関を始動しようとしてスイッチを始動の位置へ回したが、セルモーターが回らず、機関が始動しなかった。</p> <p>同乗者の1人は、救助を求めるために石狩湾港方向へ泳ぎ、石狩湾港西防砂堤中央付近の消波ブロックにたどり着いた。</p> <p>本船の出航地の浜辺にいた友人は、18時38分ごろ、本船が帰ってこないで海上保安部に通報し、捜索中の巡視船により船長及び同乗者全員が救助され、本船は石狩湾港へえい航された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好</p> <p>海象：波浪 なし</p>
その他の事項	<p>本船は、平成13年4月に進水した。</p> <p>バッテリーは、船長が平成24年6月ごろに新品のものと交換した。</p> <p>本船は、本インシデント時、平成24年で4～5回目の運航であった。</p> <p>燃料は、出航時に約70ℓ保有し、本インシデント時、約60ℓ残っ</p>

	<p>ていた。</p> <p>出航時の機関始動状況は、ふだんと変わらなかった。</p> <p>本船は、船長が平成13年に購入して以来、毎年夏期に10～20回程度乗っていたが、航走中に機関が停止したことはなかった。</p> <p>船長は、沖の方には風があったので、陸寄りの風のないところを遊走していた。</p> <p>船長及び同乗者の服装は、下半身が全員海水着であり、上半身は、船長及び同乗者2人が何も着ておらず、同乗者1人が長袖のラッシュガードを着ており、救命胴衣を全員が着用していた。</p> <p>本船は、信号紅炎1本を備えていたが、船長及び同乗者は誰も携帯電話を持っていなかった。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>なし</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、石狩湾港北防波堤南西端付近において、アイドリング状態で航走中、機関が止まった際、船長が始動しようとしてスイッチを始動方向へ回したものの、セルモーターが回らなかったことから、機関を始動できず、運航不能になったものと考えられる。</p> <p>セルモーターは、電気系統の異常により、回らなかった可能性があると考えられるが、異常の状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本インシデントは、本船が、石狩湾港北防波堤南西端付近において、アイドリング状態で航走中、機関が止まった際、船長が始動しようとしてスイッチを始動方向へ回したものの、セルモーターが回らなかったため、機関を始動できなかったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機関の始動前と始動後に点検を行うこと。</li> <li>・防水用袋に入れたGPS対応携帯電話を携帯することが望ましい。</li> <li>・家族、友人等へ航海予定を周知し、航海中も定期的に連絡を取り合うこと。</li> </ul>